

平成23年度幼稚園就園奨励費の手続きを

市では、幼児教育推進のために、3～5歳児を幼稚園に通園させている家庭に対し、世帯の市民税額に応じて保育料の減免措置を行っています。

対象となる家庭

次の条件をすべて満たしている家庭が対象です。

- ・市内在住
- ・市内又は市外の私立幼稚園（学校教育法に基づいて設置された幼稚園）に3～5歳児を通園させていること
- ・下記の表の区分に該当すること（税の条件は、平成23年度の市民税で審査します。課税額は世帯の合計額です。）

◎表1 園児に小学校1～3年生の兄・姉がいる場合

区 分	補助限度額（年額）	
	在園中の第2子	在園中の第3子以降
非課税世帯	222,000円	303,000円
所得割非課税世帯	222,000円	303,000円
所得割課税額が34,500円以下の世帯	159,000円	303,000円
所得割課税額が183,000円以下の世帯	111,000円	303,000円



【第○子の数え方】

（例1）長女が小学校2年生、二女が幼稚園児の場合…二女は第2子となり、第2子の額が適用されます。

（例2）長男が小学校3年生、二男が保育園児、三男が幼稚園児の場合…三男は第3子以降の額が適用されます。

※小学校4年生以上のお子さんや幼稚園等に入っていない乳幼児はカウントの対象になりません。

◎表2 園児に小学校1～3年生の兄・姉がいない場合

区 分	補助限度額（年額）		
	1人就園の場合又は同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
非課税世帯	193,200円	249,000円	303,000円
所得割非課税世帯	193,200円	249,000円	303,000円
所得割課税額が34,500円以下の世帯	109,200円	207,000円	303,000円
所得割課税額が183,000円以下の世帯	46,800円	175,000円	303,000円

※小学校4年生以上のお子さんや幼稚園等に入っていない乳幼児はカウントの対象になりません。

手続方法

通園している幼稚園から申請書を保護者に配布します。必要事項を記入のうえ、各幼稚園の提出期限までに提出してください。

年間保険料の合計額が補助限度額以内の場合は、保育料の合計額となります。

※市民税の申告（所得税の確定申告）がまだ済んでいない世帯は、審査が受けられません。お早めに申告を済ませてください。

★学校教育課 ☎ 1149

日 程	
6月	16日(木)、17日(金)、27日(月)、28日(火)、30日(木)
7月	1日(金)、3日(日)～5日(火)、7日(木)、8日(金)、10日(日)、17日(日)、19日(火)、21日(木)、22日(金)、24日(日)～29日(金)、31日(日)
8月	8日(月)、9日(火)、11日(木)、12日(金)、15日(月)、16日(火)、18日(木)、19日(金)、22日(月)、23日(火)
時間	午前9時30分～正午、午後1時～4時
	※日曜日は、午前中で相談を終了させていただきます。
場所	市役所1階市民ホール

地上デジタル放送臨時相談コーナーを設置します

7月24日までにアナログ放送は終了し、デジタル放送に完全移行します。

埼玉県テレビ受信者支援センター（デジタルサポ埼玉）が、地上デジタル放送の受信や視聴について無料の相談コーナーを設置します。事前予約は不要です。お気軽にお越しください。

中学校3年生までの子どもをもつみなさんへ

子ども手当制度のご案内



子ども手当制度は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

平成22年度に限定されていた子ども手当制度が、平成23年9月まで継続されることになりました。

子ども手当を受けるには

子ども手当を受けるには、申請が必要です。(手当をすでに受給している人は、新たに申請する必要はありません。)

申請に基づき審査し、該当する人に子ども手当を支給します。
申請した月の翌月分から支給対象となります。(申請が遅れると遅れた月分の手当は受けられません。)

対象 中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前の子どもを養育している人で、主に生計を支えている人
※所得制限はありません。
支給額 (子ども1人当たり) 月額13,000円
支給時期 6月、10月の各10日(それぞれの前月分までの手当を支給)

※10月以降は未定です。

用意

- ・印鑑(朱肉を必要とするもの)
- ・申請者の本人確認できるもの(健康保険証など)
- ・申請者名義の金融機関預金通帳

※その他、必要に応じて提出する書類(外国人登録証など)があります。

届け出の内容が変わったら

届け出ている内容が変わったときは手続きが必要です。
・他の市区町村に転出するとき
・出生などにより児童が増えたとき
・子どもと別居したとき
・公務員になったときなど

手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられない場合や、受給した手当をさかのぼって返還しなければならぬ場合があります。

6月の現況届の提出は不要です

これまで子ども手当を継続して受給するためには、6月に現況届の提出が必要でしたが、現在の子ども手当制度が10月に新たな制度になった場合に、届け出が必要になることが見込まれるため、現況届の提出は不要になりました。

新たな制度や届け出の内容等が決定した後、案内や通知を行います。

その他の手当(重複受給可)

左記の手当は、認定されると申請月の翌月分から支給されます。

児童扶養手当

※所得制限があります。
離婚・死別等で父又は母がいない子どもや、父又は母に一定の障害がある子どもを養育している人に支給します。

特別児童扶養手当

一定の障害のある20歳未満の子どもを養育している人に支給します。

★お問い合わせは左記へ

市民福祉課 ☎13331(内線316)

国民健康保険用封筒に広告を掲載しませんか

市では、地域経済の活性化や財源の確保等を目的に有料広告事業を実施しています。国民健康保険証を送付するための封筒に掲載する有料広告を次のとおり募集します。

★企画課 ☎1157

広告媒体 長形3号封筒(国民健康保険証の送付に使用)

募集期間 6月30日(休)まで(必着)

広告の規格等

- ①掲載位置 封筒裏面
- ②募集枠数 4枠
- ③枠の大きさ(1枠当たり) おおむね縦30mm×横85mm
- ④刷色 単色(黒)
- ⑤広告料(1枠当たり) 18,000円
- ⑥印刷枚数 18,000枚
- ⑦掲載期間 印刷後、市が使用を終えるまでの期間で、9月から半年間程度(※約14,000枚を9月下旬に送付する国民健康保険証の更新時に使用します。)

申込 次の書類を直接又は郵送で企画課(市役所3階)に提出

- ①有料広告掲載申込書(企画課で配布するもの又は市のホームページからダウンロードしたもの)
- ②広告の原稿(電子データでの提出も可能)
- ③申込者の事業内容が分かる書類
- ④納税証明書(申込者が市外の場合)

郵送先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所企画課

注意事項

- 内容によっては掲載できない場合があります。
- 応募多数の場合は、抽選となります。



国民健康保険マスコット 健康まもるくん

※詳しくは、「本庄市有料広告事業取扱要綱」をご覧ください。企画課又は市ホームページで閲覧できます。